

【神戸ハイブリッドビジネスセンター2階交流ルームのシェアオフィス化  
レイアウト等について公募型プロポーザル実施要領】

1. 案件名称

神戸ハイブリッドビジネスセンター2階交流ルームのシェアオフィス化レイ  
アウト等について企画提案

2. 事業内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

本件については、神戸ハイブリッドビジネスセンター2階交流ルームの有効活  
用を目指し、ニーズの増えているシェアオフィス化を実施し医療産業都市の  
発展に寄与する

(2) 主な業務内容

神戸ハイブリッドビジネスセンター2階交流ルームのシェアオフィス化につい  
てのレイアウト等の提案

- ① オフィスイメージとして「アンカー神戸」を参考（あくまでもイメージで知  
的財産権等に抵触しないこと）
- ② 椅子は最低 30
- ③ 室内での飲食は想定しない（部屋前にキッチンスペースおよびテーブルあり）
- ④ 個室ブース（Web 打合せ用）
- ⑤ ロッカーは、椅子と同数
- ⑥ 予約制の会議室が 2 部屋あるため本レイアウトには不要
- ⑦ 看板「シェアオフィス KHBC」

(3) 費用上限額

8,000,000円（消費税10%含む）

(4) 納期

- ① 令和4年10月31日予定

3. 応募

(1) 応募期間

- ① 令和4年8月1日から令和4年8月12日

(2) 提出書類

- ① 企画提案書（様式は任意）
- ② 見積書（様式は任意） 1 部

#### 4. 応募手続き

提出期限までに「3. 応募（2）提出書類」を下記へ郵送または持参すること。

※ 持参の場合、土日祝日を除く午前9時～正午、午後1時～午後5時の間に持参すること。

※ 提出書類についてはE-mailにてPDFデータも送付してください。

#### 5. 提出期限

令和4年8月22日（月）（午後5時必着）

##### 【応募書類提出先】

〒650-0047神戸市中央区港島南町1丁目5番4 神戸臨床研究情報センター2階  
公益財団法人神戸医療産業都市推進機構経営企画部施設管理課（担当：浦田・三橋）

E-mail : t-urata@fbri.org

#### 6. 質問及び回答

（1）質問がある場合は、令和4年8月17日（水）午後5時までにE-mailまたはお電話にてお問い合わせください。

#### 7. 選考方法等

##### （1）応募資格

次の条件を満たす法人に限る。

ア 申込み受付期間中に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

イ 本機構における請負及び委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。

ウ 銀行取引停止処分を受けていないこと。

エ 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく再生手続き開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立がなされている者（更生又は再生の手続き開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと神戸市が認めたものを除く。）でないこと。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に基づく暴力団でないこと。また、同法に基づく暴力団員（以下、「暴力団員」）が役員として又は実質的に経営に関与している団体でないこと。個人又は個人事業者である場合にあっては、当該個人又は個人事業者が暴力団員でないこと。暴力団員を、相当の責任の地位ある者として使用し、又は代理人として選任していないこと。役員等が、暴力団又は暴力団員に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図ったことがないこと。役員等が、暴力団等と社会的に非難される関係を有していないこと。

- カ 代表者及び役員に破産者及び禁固刑以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと。
- キ 租税公課の滞納処分を受けていないこと。
- ク 本機構にて事前の打合せ等が可能であること。

## (2) スケジュール

ア 公募期間	令和4年8月1日～8月12日
イ 質問受付締切	令和4年8月17日（水）
ウ 質問に対する回答	令和4年8月19日（金）
エ 企画提案書・見積書の提出期限	令和4年8月22日（月）
オ 選定委員会	令和4年8月25日（木） 予定
カ 選定結果の通知	令和4年8月29日～8月31日
キ 契約締結予定日	令和4年9月1日
ク 納期	令和4年10月31日（月）

## (3) 審査方法

企画提案書に基づき、選定委員会での審査を経て契約候補者を選定する。選定委員は、評価基準に沿って、提出された企画提案書の審査を行う。

### ア 評価基準

企画提案書の記載に基づいて、下記A～Eの事項について相対評価を行い、その点数により順を決定し、1位が最も多い事業者を契約候補者とする。

- A：企業が入居したいと思えるようなデザイン性の高い提案となっているか
- B：機能的に利用できるよう配置等を工夫した空間となっているか
- C：各スペースが、現在の多様化する働き方（リモートなど）に必要な機能や工夫を盛り込んだ提案となっているか
- D：什器等を効果的に配置した空間となっているか
- E：価格（事務局にて配点）

### イ 選定結果の通知

選定委員会の選定結果は、提案参加事業者全員に対して、文書で通知する。参加事業者からの選定結果に係る問い合わせに対して、本機構は、当該参加事業者の順位についてのみ回答することを参加事業者は予め同意する。

### ウ 契約候補者としての選定取り消し

契約候補者が提案資格を満たさないこととなった場合、又は、企画提案書等に虚偽の記載をしたときなどの不正行為が認められた場合、受託候補

者としての選定を取り消すものとする。

(4) 契約の締結

契約候補者を選定した後、本機構との協議により提案業務内容を精査し、その後、委託契約締結に向けた交渉を行うものとする。なお、協議が整わない場合は、選定委員会の評価点において企画提案の次点の評価を受けた事業者に変更する場合がある。

(5) その他

ア 提出書類等の作成経費については、全て応募者の負担とする。

イ 応募者からの提出物は、返却しない。

ウ 評価の方法や評価結果に関する不服申し立て、及び選定委員会での審査の内容についての問い合わせは一切受け付けない。

エ 支払対象となるのは、委託契約締結後に発生する費用であり、プレゼンテーションなど契約締結前に発生する費用については含まれない。

オ 実際の業務運営の詳細に関しては、本機構の指示に従うものとする。

カ 本公募要募要領に定めのない事項については、別途協議によるものとする。

キ 本委託業務における作成資料等の成果物の著作権は本機構に帰属する。

ク 上記のほか、本機構から、当該業務の遂行に関する書類の提出を求められた場合は、受託者は速やかに書類の提出に応じなければならない。

ケ 本機構は、受託者が業務の実施にあたり、上記項目に反した場合には、契約金額の一部または全部を返還させることができる権利を有する。